

第3 尼崎市

定期報告を要する特定建築物及び特定建築設備等

(1) 特定建築物

用 途	特定建築物		報告の時期
	用途に供する規模等		
1 劇場、映画館又は演芸場	地階・F ≥ 3 (注1)、A (注2) $> 200 \text{ m}^2$ 又は主階が1階以外にあるものでその用途に供する部分が100 m^2 を超えるかつ階数が3以上のもの		3年ごと 令和5年 7月～10月
2 観覧場 (注6)、公会堂又は集会場	地階・F ≥ 3 (注1) 又はA (注2) $> 200 \text{ m}^2$		
3 病院、診療所 (注7) 又は児童福祉施設等	地階・F ≥ 3 (注1') 又はA (注2) $> 300 \text{ m}^2$ 又はA ₀ (注3) $\geq 300 \text{ m}^2$		
4 ホテル又は旅館	地階・F ≥ 3 (注1') 又はA (注2) $> 300 \text{ m}^2$ 又はA ₂ (注5) $\geq 300 \text{ m}^2$		3年ごと 令和6年 7月～10月
5 下宿、共同住宅又は寄宿舎 (サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る)	F ≥ 6 かつA (注2) $> 100 \text{ m}^2$ (Aは6F以上)		
6 学校	地階・F ≥ 3 (注1') 又はA (注2) $> 2,000 \text{ m}^2$		
7 体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、キー場、スケート場、水泳場又はボーット練習場	地階・F ≥ 3 (注1') 又はA (注2) $> 2,000 \text{ m}^2$ 又はA ₁ (注4) $\geq 2,000 \text{ m}^2$ (学校に付属するものについてはA $> 2,000 \text{ m}^2$)		3年ごと 令和7年 7月～10月
8 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	地階・F ≥ 3 (注1') 又はA (注2) $> 500 \text{ m}^2$ 又はA ₂ (注5) $\geq 500 \text{ m}^2$		
9 事務所その他これに類するもの	地階・F ≥ 3 (注1) 【階数が5以上で、延べ床面積が1,000 m^2 を超える建築物に限る】		

- (注1) 地階・F ≥ 3 : 地階でその用途に供する部分が 100 m^2 を超えるもの（表中用途欄1、2の建築物については階数が3以上のものに限る。）又は3階以上の階でその用途に供する部分が 100 m^2 を超えるものをいう。
- (注1') 地階・F ≥ 3 : 地階でその用途に供する部分が 100 m^2 を超えるもの（階数が3以上のもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が 200 m^2 を超えるものに限る。）又は3階以上の階でその用途に供する部分が 100 m^2 を超えるものをいう。
- (注2) A : その用途に供する部分の床面積の合計を示す。
- (注3) A₀ : 2階部分（避難階除く）の床面積の合計で、病院及び診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等（高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの（注8）に限る。）の用に供するものに限る。
- (注4) A₁ : その用途に供する部分（避難階除く）の床面積の合計を示す。
- (注5) A₂ : その用途に供する2階部分（避難階除く）の床面積の合計を示す。
- (注6) 観覧場 : 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。
- (注7) 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。
- (注8) 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途：
 一 助産施設、乳児院、障害児入所施設
 二 助産所
 三 盲導犬訓練施設
 四 救護施設、更正施設
 五 老人短期入所施設等
 六 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
 七 母子保健施設
 八 障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（利用者の就寝の用に供するものに限る。）

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(2) 建築設備

用 途	建築設備（注3）	
	用途に供する規模等	報告の時期
1 劇場、映画館又は演芸場	地階・F ≥ 3 （注1）、A（注2） $> 200 \text{ m}^2$ 又は主階が1階以外にあるものでその用途に供する部分が 100 m^2 を超える、かつ階数が3以上のもの	毎年 7月～10月
2 観覧場（注4）、公会堂又は集会場	地階・F ≥ 3 （注1）又はA（注2） $> 200 \text{ m}^2$	
3 病院、診療所（注5）又は児童福祉施設等	地階・F ≥ 3 （注1'）又はA（注2） $> 300 \text{ m}^2$	
4 ホテル又は旅館	地階・F ≥ 3 （注1'）又はA（注2） $> 300 \text{ m}^2$	
5 博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場 又はスポーツ練習場	地階・F ≥ 3 （注1'）又はA（注2） $> 2,000 \text{ m}^2$	
6 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、咖啡、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、待合、遊技場、公衆浴場、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	地階・F ≥ 3 （注1'）又はA（注2） $> 500 \text{ m}^2$	
7 事務所その他これに類するもの	地階・F ≥ 3 （注1） 【階数が5以上で、延べ床面積が $1,000 \text{ m}^2$ を超える建築物に限る】	

(注1) 地階・F ≥ 3 : 地階でその用途に供する部分が 100 m^2 を超えるもの（表中用途欄1、2の建築物について階数が3以上のものに限る。）又は3階以上の階でその用途に供する部分が 100 m^2 を超えるものをいう。

(注1') 地階・F ≥ 3 : 地階でその用途に供する部分が 100 m^2 を超えるもの（階数が3以上のもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が 200 m^2 を超えるものに限る。）又は3階以上の階でその用途に供する部分が 100 m^2 を超えるものをいう。

(注2) A : その用途に供する部分の床面積の合計を示す。

(注3) 建築設備 : [換気設備] ヒューズホルダー又は感知器運動ダンパーを設けたものに限る。
政令第112条第21項の規定による。

: [排煙設備] 機械排煙に限る。

: [非常用の照明装置] 内蔵蓄電池を用いたものを除く。

(注4) 観覧場 : 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。

(注5) 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(3) 防火設備

報告対象	報告時期
政令第16条第3項第2号に規定される防火設備(注1)	毎年 7月～10月

(注1)防火設備： 随時閉鎖又は作動ができるもの(外壁開口部の防火設備、防火ダンパーを除く。)
※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。